

中学生議会 議案第1号

青少年センターの整備に関する条例の制定について

青少年センターの整備に関する条例を次のように定める。

令和8年10月3日提出

基山町長 細 川 健 太

中学生議会 条例第1号

青少年センターの整備に関する条例

第1条 旧基山保育園を青少年センターとして利用することにより、町の活性化や子育て世代への魅力アップにつなげ、子どもたちが安心・安全に外で遊べる場所を作ることにより、心身ともに健康な生活を送ることを目的とする。

第2条 目的達成のため、旧基山保育園を青少年センターとし、次の事業を行う。

- (1) 運動場にバスケットゴールとサッカーゴールを設置する。
- (2) サッカー用スペースには人工芝や屋根付きベンチを設置する。
- (3) 内部に誰もが利用できる自習室やフリースペースを設置する。
- (4) 地域住民の交流を目的としたイベントを行う。

第3条 利用者は基山町民とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

近年、気温上昇などにより全国的に屋外運動があまりできない状況にある。そこで、旧基山保育園を青少年センターとして活用し、運動場にサッカーゴールやバスケットゴール等を設置することで体を動かすきっかけづくりをしたり、内部を涼しい休憩スペースや静かな勉強スペースに変えて、若者が集える場所を提供し、基山町の活気を底上げしていく。